第１号様式（第５条関係）

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）京都市長 | 　　年　　月　　日 |
| 法人等の所在地 | 法人等の名称及び代表者の氏名　電話　　　　－ |

|  |
| --- |
| 　京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により、補助金の交付を申請します。 |
| 名称 |  |
| 施設種別 |  |
| 所在地 |  |
| 費用の総額 |  |
| 交付申請額 |  |
| 着工予定年月日 |  |
| 竣工予定年月日 |  |

第２号様式（第５条関係）

事　　業　　計　　画

１　施設の概要

（１）名称

（２）所在地　移転前

　　　　　　　（　災害レッドゾーン　・　災害イエローゾーン　）※該当する方へ〇を記載

　　　　　　　移転後

（３）種別

（４）事業の目的及び効果

（５）設置主体

（６）運営主体

（７）入所（利用）定員　移転前　　　　　名　　移転後　　　　　名

２　施設整備に係る計画

（１）施設の規模及び構造

　ア　敷地面積　　　　　㎡

　　イ　敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）※該当する方へ〇を記載

　　ウ　建物の面積　　建築面積　　　　　㎡、延床面積　　　　　㎡

　　　　（注）既存建物を有効活用して施設整備を実施する場合は、整備前と整備後のそれぞれの建築面積、延床面積を記入すること。

　　エ　建物の構造　　　　　造　　　　階建て

（２）補助基準額　　　　　床×　　　　　　千円＝　　　　　　　円

（３）整備費内訳

　　ア　建築主体工事費　　　　　　　円

　　イ　解体撤去工事費　　　　　　　円

　　ウ　造成工事費　　　　　　　　　円

　　エ　工事事務費　　　　　　　　　円

　　オ　合　　計　　　　　　　　　　円

（４）財源内訳

　　ア　京都市補助金　　　　　　　　円

　　イ　設置者負担金　　　　　　　　円

　　　　（内訳）自己資金　　　　　　　　円

　　　　　　　　借入金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　寄付金　　　　　　　　　円

　ウ　合　　計　　　　　　　　　　　円

（５）施工計画

　　ア　工事請負契約年月日

　　イ　着工年月日

　　ウ　竣工年月日

　　エ　事業開始年月日

３　その他参考事項

第３号様式（第５条第２項関係）

　年　　月　　日

　（あて先）京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人等の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人等の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付決定前着手届

　上記事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので、京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等をした広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金実施要綱第５条第２項の規定により届け出ます。

記

１　施設名称

２　総事業費　　　　　　　　　　　　　　　円

３　着手予定年月日　　　　　　年　　月　　日

４　終了予定年月日　　　　　　年　　月　　日

５　交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

１　補助金の交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業を行う法人等が負担すること。

２　補助金の交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　事業の着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。（ただし、第１０条第２項に該当する場合を除く）

第４号様式（第６条関係）

京都市指令　　　第　　号

　　　　　　　　年　　月　　日

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付通知書

　　　　　　　　様

京　　　都　　　市　　　長

（担当　　　　　　　　　　　）

　　　　　年　　月　　日付けで申請がありました京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第１２条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　交付の可否　　□交付　　　□不交付（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　交付予定額　　金　　　　　　　　　　円（施設名称　　　　　　　　　　　　　）

３　支払条件

４　交付条件

（１）要綱第５条の規定に基づき申請された事業の内容を変更（条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更を除く。）し、又は事業を中止し、若しくは事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。

（３）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければなりません。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

（５）事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはなりません。

（６）この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはなりません。

（８）市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」に定める財産処分納付金の額を直ちに返還しなければなりません。

（９）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあります。

（10）補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第９号様式）により市長に報告しなければなりません。

（11）上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に納付させることがあります。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第５号様式（第１０条関係）

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金変更承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 法人等の所在地 | 法人等の名称及び代表者の氏名　電話　　　　－　　　　 |

　京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

第６号様式（第１１条関係）

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）京都市長 | 　年　　月　　日 |
| 法人等の所在地 | 法人等の名称及び代表者の氏名　電話　　　　－ |

|  |
| --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により、事業実績を報告します。 |
| 名称 |  |
| 施設種別 |  |
| 所在地 |  |
| 費用の総額 |  |
| 交付申請額 |  |
| 着工年月日 |  |
| 竣工年月日 |  |

（注）工事契約金額報告書（別紙１）を添付すること。

第７号様式（第１１条関係）

事　　業　　報　　告

１　施設の概要

（１）名称

（２）所在地　移転前

　　　　　　　（　災害レッドゾーン　・　災害イエローゾーン　）※該当する方へ〇を記載

　　　　　　　移転後

（３）種別

（４）事業の目的及び効果

（５）設置主体

（６）運営主体

（７）入所（利用）定員　移転前　　　　　名　　移転後　　　　　名

２　施設整備費に係る事業内容

（１）施設の規模及び構造

　　ア　敷地面積　　　　　㎡

　　イ　敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別）

　　ウ　建物の面積　　建築面積　　　　　㎡、延床面積　　　　　㎡

　　　　（注）既存建物を有効活用して施設整備を実施した場合は、整備前と整備後のそれぞれの建築面積、延床面積を記入すること。

　　エ　建物の構造　　　　　造　　　　階建て

（２）補助基準額　　　　　床×　　　　　　千円＝　　　　　　　円

（３）整備費内訳

　　ア　建築主体工事費　　　　　　　円

　　イ　解体撤去工事費　　　　　　　円

　　ウ　造成工事費　　　　　　　　　円

　　エ　工事事務費　　　　　　　　　円

　　オ　合　　計　　　　　　　　　　円

（４）財源内訳

　　ア　京都市補助金　　　　　　　　円

　　イ　設置者負担金　　　　　　　　円

　　　　（内訳）自己資金　　　　　　　　円

　　　　　　　　借入金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　寄付金　　　　　　　　　円

　　ウ　合　　計　　　　　　　　　　円

（５）施工期間

　　ア　工事請負契約年月日

　　イ　着工年月日

　　ウ　竣工年月日

　　エ　事業開始年月日

３　その他参考事項

別紙１

年　　月　　日

（あて先）京都市長

○○○○法人　○○○○

理事長　○○○○

施工業者（設計監理業者）

株式会社　△△△△

代表取締役　△△△△

工　事　契　約　金　額　報　告　書

　　発注者（委託者）○○○○法人○○○○と請負者（受託者）株式会社△△△△は、□□□□施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理業務委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づいて算定したことを報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 契　約　年　月　日 | 金　　　　　　額 |
| 当初○○工事請負契約 | 　　　　年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
| ○○変更（追加）契約 | 　　　　年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
|  | 　　　　年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 設計監理業務委託契約 | 　　　　年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
|  | 　　　　年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |

第８号様式（第１２条関係）

京都市指令　　　第　　号

　　　　　　年　　月　　日

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付額確定通知書

　　　　　　　　様

京　　　都　　　市　　　長

（担当　　　　　　　　　　　　）

　年　　月　　日付け京都市指令　　　第　　号で交付決定した京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金については、　　　年　　月　　日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額　　金　　　　　　　　　　　円（施設名称　　　　　　　　　　　　　）

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第９号様式（第１３条関係）

　　年　　月　　日

　（あて先）京都市長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

　　京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号で交付決定した上記補助事業に関する　　年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金実施要綱第１３条の規定により、報告します。

記

１　施設名称

２　所在地

３　補助金額（市長が確定通知書により通知した額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

注　別紙として積算の内訳等、４の金額がわかるものを添付してください。